

平成 23 年度国民健康保険の税率を改正しました

本町の国民健康保険(国保)財政は、景気低迷などによる被保険者の所得の減少に加え、介護納付金や後期高齢者支援金などの支払いのほか、高齢化による医療費の増加を主な要因として危機的な状況にあります。このため、財源の不足分を一般会計からの繰り入れで補っています。

これは、国保会計が特別会計であることから、独立採算が原則ですが、国保加入者のみでは賄いきれず、結果として全町民の皆さまから国保税の一部を負担してもらっていることとなります。

平成 23 年度の改正内容は、1 点目は健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金の額を平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月まで国の少子化対策により暫定措置として 4 万円を引き上げて 42 万円としていましたが、暫定期間終了に伴い平成 23 年 4 月から 42 万円を恒久化することにしました。

2 点目は平成 22 年度にも改正しました賦課限度額について、国の改正に合わせて次の表のとおり引き上げることになりました。

なお、国は今後においても賦課限度額を段階的に引き上げ、最終的には全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)と同額まで引き上げをめざすこととしています。

国保税の改正内容(賦課限度額)			
区分	改正後	改正前	
基礎	51 万円	50 万円	
後期高齢者支援金等	14 万円	13 万円	
介護納付金	12 万円	10 万円	
計	77 万円	73 万円	

今後も国保財政は厳しい財政運営が予想されることから一般会計からの繰り入れが続くこととなりますが、国保税率の改正については国の動向や今後の医療費の状況などを見ながら対応していきたいと思っておりますのでご理解をお願いします。

国保税納付書の発送

平成 23 年度の国保税の納付書の発送は 6 月 10 日(金)を予定しています。納期内納入にご協力をお願いします。また、平成 22 年度分などの保険税未納の方がおりましたら、速やかに納入されますようお願いいたします。

福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)

受給者証更新のお知らせ

重度心身障害者医療費 ひとり親家庭等医療費 乳幼児等医療費

現在、交付している各医療費受給者証の有効期限は 7 月末までとなっています。

8 月以降の受給者証は 7 月下旬に発送する予定ですが、次の事項に該当する方は 6 月末までに届け出をしてください。

○転入された方

平成 23 年 1 月 2 日以降に訓子府町に転入された方は、前住所地の市区町村から生計維持者

の「平成 23 年度所得課税証明書」を取り寄せて提出してください。非課税世帯(世帯全員が住民税非課税)として認定を受けるためには、世帯全員の所得課税証明書が必要です。

○健康保険に変更があった方

各助成の該当になっている方で、健康保険に変更があった場合は、速やかに届け出をしてください。

○生計維持者に変更があった方

○父子家庭の方も「ひとり親家庭等医療費助成」の対象となります

○問合せ

福祉保健課医療給付係
(☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)

医療機関での子宮がん・乳がん検診

今年度も、医療機関での子宮がん検診(頸部がん検診・体部がん検診)・乳がん検診を実施します。受診を希望される方は、自己負担分をご持参の上、福祉保健課健康増進係までお申し込みください。受診に必要な受診票をお渡しします。

	検診の種類	対象者	自己負担額
子宮がん検診	子宮頸部がん検診	今年度 20 歳以上となる女性	1,500 円
	子宮体部がん検診	子宮頸部がん検診を受診された方で、自覚症状のある方など	1,000 円 (病院で支払い)
乳がん検診	視触診	今年度 30 ~ 39 歳となる女性	1,000 円
	視触診・マンモグラフィ併用検診(一方向)	今年度 40 ~ 49 歳となる女性	3,000 円
	視触診・マンモグラフィ併用検診(二方向)	今年度 50 歳以上となる女性	2,500 円

※昨年度、乳がん検診(視触診・マンモグラフィ併用検診)を受診された方は対象外となります。

福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)

がん検診推進事業

子宮頸部がん検診・乳がん検診・大腸がん検診を実施

6 月から、がん検診推進事業(子宮頸部がん検診・乳がん検診・大腸がん検診)を実施します。(今年度より、「女性特有のがん検診」から名称が変わるとともに、大腸がん検診が追加されました)

平成 23 年 4 月 20 日時点で訓子府町に居住している対象年齢の方(右記参照・受診できるのは、大腸がん検診が集団検診のみで、ほかは集団検診と個別検診=医療機関でも可)には、個別に検診手帳および無料クーポン券などを送付しています。

対象年齢の方で、4 月 20 日以降に訓子府町に転入された方は、福祉保健課健康増進係にご連絡ください。無料クーポン券などをお渡しします。

子宮頸部がん検診・乳がん検診・大腸がん検診対象年齢

検診名	年齢	生年月日
子宮頸部がん検診	20 歳	平成 2 年 4 月 2 日~平成 3 年 4 月 1 日生
	25 歳	昭和 60 年 4 月 2 日~昭和 61 年 4 月 1 日生
	30 歳	昭和 55 年 4 月 2 日~昭和 56 年 4 月 1 日生
	35 歳	昭和 50 年 4 月 2 日~昭和 51 年 4 月 1 日生
	40 歳	昭和 45 年 4 月 2 日~昭和 46 年 4 月 1 日生
乳がん検診	40 歳	昭和 45 年 4 月 2 日~昭和 46 年 4 月 1 日生
	45 歳	昭和 40 年 4 月 2 日~昭和 41 年 4 月 1 日生
	50 歳	昭和 35 年 4 月 2 日~昭和 36 年 4 月 1 日生
	55 歳	昭和 30 年 4 月 2 日~昭和 31 年 4 月 1 日生
大腸がん検診	60 歳	昭和 25 年 4 月 2 日~昭和 26 年 4 月 1 日生
	40 歳	昭和 45 年 4 月 2 日~昭和 46 年 4 月 1 日生
	45 歳	昭和 40 年 4 月 2 日~昭和 41 年 4 月 1 日生
	50 歳	昭和 35 年 4 月 2 日~昭和 36 年 4 月 1 日生
	55 歳	昭和 30 年 4 月 2 日~昭和 31 年 4 月 1 日生
	60 歳	昭和 25 年 4 月 2 日~昭和 26 年 4 月 1 日生

福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)